

令和 6 年度
過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」
宇陀のオンリーワン魅力創出事業
業務委託仕様書

令和 6 年 9 月 1 2 日
宇陀市 農林商工部 観光課

【目次】

1.目的	1
2.業務内容	1
2. 1 「新宿場町」整備事業	1
2. 2 モデルコース造成事業	2
2. 3 観光地及び観光名所音声ガイドアプリ導入事業	2
2. 4 履行場所	2
3.業務委託に係る要件	3
4.成果物	3
4. 1 納品部数	3
4. 2 納品場所	3
4. 3 納品期限	3
5.業務期間	3
6.著作権等の取扱い	3
7.秘密の保持及び個人情報の保護等	4
8.その他特記事項	4

1. 目的

今回の「過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業」は、かつて人々と伊勢神宮を結んでいた神聖な道である伊勢本街道を、宇陀市の歴史である『過去』と宇陀市の『未来』を結ぶ新しい伊勢本街道として活用し、多くの人々に「高揚感」、「期待感」、「好奇心」、「安らぎ」などを感じてもらい宇陀市と繋がる「道」となるような事業とする。つまり、宇陀市の観光事業の活性化を目的として、市内に点在している観光地及び観光名所を「伊勢本街道」を中心に面で結び、新しい観光イノベーションを創出することにより、着地型観光や周遊観光を目的とする観光客の増加を図る。また、それに伴い、地域の観光事業が活性化され、観光事業を担う新しい人材が増加しやすい環境を醸成する業務を委託するもの。

2. 業務内容

2.1 「新宿場町」整備事業

伊勢本街道エリア周辺の現状を把握し、地域資源・地形・植生・等の基礎データを収集することを目的とする。また、収集したデータをもとに課題を整理し、初期的な対応策を検討することを目的とする。

2.1.1 基礎調査

- ・ 現地踏査を行い、歴史的資源、施設の老朽度、利用状況等を把握する。
- ・ 周辺エリアを含めた観光や移住等のニーズを調査し、類似事例の分析を行う。

2.1.2 伊勢本街道の魅力及び課題の整理

- ・ 伊勢本街道の地理、交通条件、施設状況、社会情勢等を踏まえた魅力と課題の整理を行う。

2.1.3 魅力創造ビジョンの検討

- ・ コンセプト、ターゲット層の特定、拠点エリアの選定、および周遊モデルコースの検討を行う。

2.1.4 拠点エリアの検討

- ・ 伊勢本街道の魅力づくりを勧めていくための拠点となるエリアの選定を行う。

- ・「新宿場町」を拠点とした周辺エリアの整備イメージを作成し、実現化に向けた手法を検討する。

2.2 モデルコース造成事業

現地で収集したデータを分析し、モデルコース造成に関連する潜在的な課題を特定することで、今後のコース整備に向けた基礎的な情報を提供すること、及び調査結果に基づき、観光客にとって魅力的かつ安全なモデルコースの初期案を作成し、実際の造成に向けた具体的な計画の基礎を築くことを目的とする。また、今年度中にモデルコース 2 本を実際に造成することを目標とする。

2.2.1 基礎調査

- ・モデルコースの候補地を検討するための現況整理（地形、植生、権利、支障物等）を実施し、候補地の全体像を把握する。

2.2.2 モデルコースの検討

- ・コースの検討に向けた初期段階のデータ収集を行い、今年度中に造成予定のモデルコース 2 本の計画と整備に向けた検討を行う。

2.3 観光地及び観光名所音声ガイドアプリ導入事業

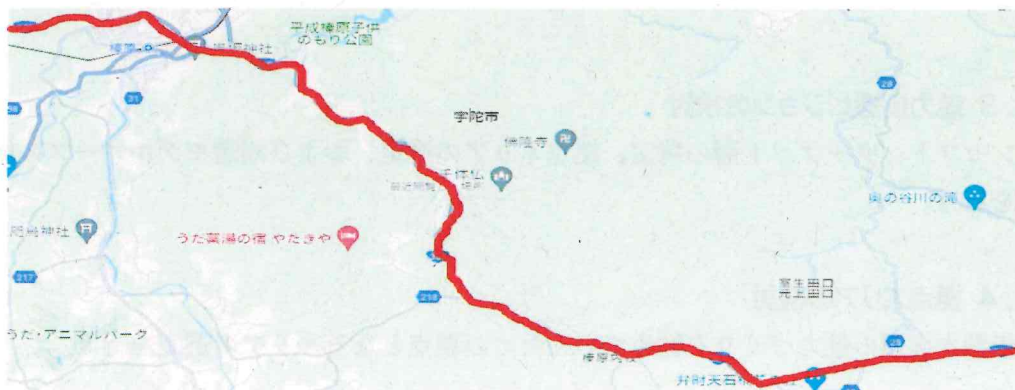
伊勢本街道や宇陀市の観光名所に関する情報を効果的に提供するため、観光地及び観光名所音声ガイドアプリの全体構想を策定し、アプリの初期設計を行うことを目的とする。これにより、訪問者の利便性を向上させ、観光体験の質を高めることを目指す。

2.3.1 アプリの導入管理

- ・アプリ導入に向けた構想を策定し、導入予定のアプリの要件定義を行う。

2.4 履行場所

以下に示す伊勢本街道エリアにおける区域内（赤線が伊勢本街道）



3. 業務委託に係る要件

本業務委託費用の上限は、6,200,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

4. 成果物

4.1 納品部数

報告書

※書面（正副2部）及び電子データ

4.2 納品場所

宇陀市農林商工部 観光課

4.3 納品期限

令和7年3月31日までに提出すること。

5. 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6. 著作権等の取り扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、宇陀市が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物等」という。）の著作権は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納品される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7. 秘密の保持及び個人情報の保護等

受託者は、本委託業務中に入手した情報を正しく管理し、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講ずること。

特に、個人情報の保護については、宇陀市個人情報保護条例（平成 18 年宇陀市条例第 365 号）を順守すること。

8. その他特記事項

1. 実施する調査・検討にあたっては、宇陀市との定期的な打ち合わせを行い、進捗を報告すること。
2. 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由が生じたときは、宇陀市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
3. 成果物の品質を保証し、納品後に発見された不備は速やかに修正すること。